主 文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

1 原判決を取り消す。

2 被控訴人が、控訴人に対し、平成11年7月1日付けでした不動産取得税賦課 決定処分(平成11年度7月随時処分。税額145万3200円、納期限同月15日)を取り消す。

第2 事案の概要

本件事案の概要は、原判決の「事実及び理由」中「第2事案の内容」に記載のとおりであるから(ただし、原判決4頁17行目の「地方税法」を「平成11年3月法律第15号による改正前の地方税法」に改める。)、これを引用する。第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の本件請求は理由がないものと判断する。

その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決12頁末行の「第1項各号」を「柱書」に改める。

- (2) 原判決 1 7 頁 1 0 行目の「約 5 6 8 平方メートル」の次に「(なお、本件返還土地のうちの神奈川県横須賀市 α 1 5 8 3 番 5 0 宅地 1 7 0 ・ 8 2 平方メートルについては、共有持分 2 分の 1 の返還であるので、その地積の 2 分の 1 に相当する 8 5 ・ 4 1 平方メートルの返還があったものとして計算する。)」を加える。
- (3) 原判決19頁12行目冒頭から23行目末尾までを削る。

(4) 原判決21頁19行目の「1項」を削る。

2 以上によれば、控訴人の本件請求は理由がないから棄却すべきであり、これと 同旨の原判決は相当である。

- よって,本件控訴は理由がないから棄却することとして,主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第22民事部

裁判長裁判官 石川善則

裁判官 井上繁規

裁判官 酒井正史